



障害年金未受給者の為の 再チャレンジサポート ～障害年金の制度再確認～

東京障害年金相談センター

杉野経営労務事務所

杉野 賢一

0. 本日の流れ

1. 自己紹介
2. 透析患者で障害年金を受け取っていない方へ
3. 年金の仕組み
4. 障害年金とは
5. 知っておきたい基本用語
6. 障害年金の受給事例
7. 受給のための3要件
8. 手続きの流れ
9. もらえるかどうかのポイント
10. どこに聞けばいいの？
11. 障害年金の疑問・相談はどこへ？

1. 自己紹介

事務所概要

東京障害年金相談センターを運営する杉野経営労務事務所では、社労士業務の中で、障害年金を専門にしており、直近2年間で500件以上の障害年金サポートを行ってきました。この件数は地域ナンバー1の障害年金サポートをしていると自負しています。

当事務所では弁護士や全国の障害年金に取り組む社労士とのネットワークを形成し、連携を図っております。そのため、お客様の状況に柔軟に対応でき、最適なサービスを提供できる体制を整えております。相談者にとって最大限のお手伝いができるよう、精一杯取り組みます。具体的な障害年金に関するご相談等ございましたら、お気軽にお問い合わせください。相談は無料で行っております。

事務所ホームページ

東京障害年金相談センター-障害年金の専門家が親身サポート！

東京障害年金相談センター 東京で障害年金 といったらココ!

運営:杉野経営労務事務所 北千住駅西口 徒歩5分

無料相談のご予約はこちら
03-3888-6614
受付時間9:30~20:00(土曜・日曜・祝日も対応可能)

TOP | 受給者事例 | 障害年金の基礎知識 | 障害年金を請求する | 年金事務所に新られた方へ | サポート料金 | ソーシャルワーカーの方へ | 相談の流れ
| 代表社員紹介 | スタッフの紹介 | 事務所紹介 | お客様の声 | 無料相談会 | お問い合わせ

着手金 **0**円

障害年金申請
完全成功報酬
キャンペーン実施中

事務所を選ぶ
年間300件以上の相談実績
様々な病状に対応可能

初回無料の安心サポート
無料相談会 実施中

☎ 03-3888-6614
受付時間: 9:30~20:00
(土曜・日曜・祝日も対応可能)
運営: 杉野経営労務事務所

障害年金 何ですか?
詳しくはこちら

『東京 障害年金』で検索すると
ご覧になれます



すぎの けんいち
所長 杉野 賢一

2. 透析患者で障害年金を受け取っていない方へ

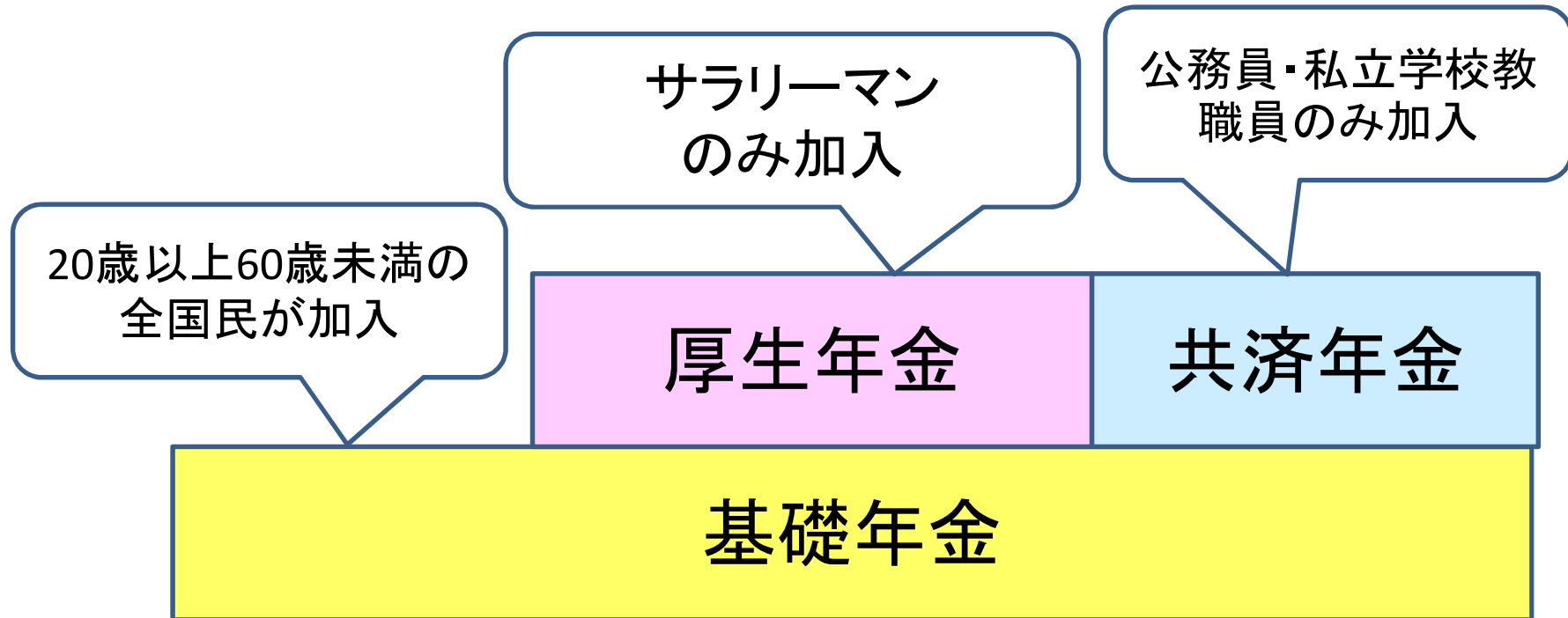
透析を受けている方で障害年金を受け取っていない方は、障害年金を受け取れる、または金額が増加する可能性があります

- 初診証明が取れなかった方
- 役所の要求に対応できなかった方
- 書類がそろえられなかった方
- 申請できないと思い込んでそのままにしている方
- これから申請しようとしている方
- 症状が重くなった方

特にこのような方に障害年金を受け取れるようサポートさせていただきます。

3. 年金の仕組み

年金は2階建て



公的年金には、3種類あり、日本国内に住所のあるすべての人が加入を義務づけられています
その人の働き方により加入する年金制度が決まっています

3. 年金の仕組み

支給される年金の種類

年金は原則的には下記の状態の時に支給されます

(1)老齢になった場合⇒老齢年金

(2)病気やけがで障害を有することとなった場合⇒障害年金

(3)年金受給者または被保険者(加入者)が死亡した場合...遺族年金

本日はみなさまがすぐに受け取れる可能性のある障害年金を中心に話します

4. 障害年金とは

障害年金とは？

障害年金は公的な年金の1つ。病気や事故が原因で障害を負った方へ、国から年金が給付される制度

ポイント

- ・色々な病気でもらえる
精神疾患、ペースメーカーや人工関節を体に入れた方、人工透析を受けている方など
- ・原則として20歳から65歳までの人がもらえる

障害年金は65歳以前の、障害で日常生活や仕事に支障がある人に対する生活補助金

障害年金の対象となる主な傷病

眼	ブドウ膜炎、緑内障(ペーチェット病によるもの含む)、白内障、眼球萎縮、網膜脈絡膜萎縮、網膜色素変性症、眼球萎縮、網膜はく離、腎性網膜症、糖尿病網膜症
聴覚、平衡機能	感音性難聴、突発性難聴、神経性難聴、メニエール病、頭部外傷又は音響外傷による内耳障害、薬物中毒による内耳障害
鼻腔	外傷性鼻科疾患
口腔(そしゃく言語)、言語	上顎癌、上顎腫瘍、喉頭腫瘍、喉頭全摘出手術、失語症、脳血栓(言語)など
肢体の障害	事故によるケガ(人口骨頭など)、骨折、変形性股関節症、肺髄性小児麻痺、脳性麻痺脊柱の脱臼骨折、脳軟化症、くも膜下出血、脳梗塞、脳出血、上肢または下肢の切断障害、重症筋無力症、上肢または下肢の外傷性運動障害、関節リウマチ、ビュルガー病、進行性筋ジストロフィー、脊髄損傷、パーキンソン病、硬直性脊髄炎、脳血管障害、脳梗塞、脊髄の器質障害、慢性関節リウマチ、筋ジストロフィー、パーキンソン病、ポストポリオ症候群
精神障害	うつ病、そううつ病、統合失調症、適応障害、老年および初老などによる痴呆全般、てんかん、知的障害、発達障害、アスペルガー症候群、高次脳機能障害、アルツハイマー等
呼吸器疾患	気管支喘息、拡張型心筋症、僧帽弁閉鎖不全、アダムス・ストークス症候群、心筋梗塞、動脈硬化、狭心症、慢性心包炎、心房細動、完全房室ブロック、慢性虎血性疾患、大動脈弁狭窄症、慢性気管支炎(ぜんそく)、肺結核、じん肺、膿胸、肺線維症、肺気腫など
循環器疾患	心筋梗塞、心筋症、冠状僧帽弁閉鎖不全症、大動脈弁狭窄症、先天性疾患など
腎疾患	慢性腎炎、慢性腎不全、糖尿病性腎症、ネフローゼ症候群、慢性糸球体腎炎など
肝疾患	肝炎、肝硬変、肝がんなど
糖尿病	糖尿病(難治性含む)、糖尿病性腎症、糖尿病性網膜症など糖尿病性と明示された全ての合併症
血液	再生不良性貧血、溶血性貧血、血小板減少性紫斑病、凝固因子欠乏症、白血病、悪性リンパ種、多発性骨髄腫、骨髄異形性症候群、HIV感染症
その他	人工肛門、人口膀胱、尿路変更、クローン病、潰瘍性大腸炎、化学物質過敏症、白血病、周期性好中球減少症、HIV、乳癌・胃癌・子宮頸癌・膀胱癌・直腸癌等のがん全般、悪性新生物、脳脊髄液減少症、悪性高血圧、その他難病

4. 障害年金とは

障害年金の種類

初診日の時に

- (1) 障害基礎年金 ⇒ 自営業者、専業主婦の人が対象
- (2) 障害厚生年金 ⇒ サラリーマンの人が対象
- (3) 障害共済年金 ⇒ 公務員、教員の人が対象

初診日によって、もらえる年金が変わってくる

4. 障害年金とは

障害年金でもらえる金額(平成25年度4月現在)

障害年金には障害基礎年金と障害厚生(共済)年金があります。
初診日にどの年金制度に加入していたかによって、申請する年金の種類が変わってきます。

1. 障害基礎年金(国民年金)

障害基礎年金1級	983,100円+子の計算
障害基礎年金2級	786,500円+子の計算

※子の加算

第1・2子	各226,300円
第3子以降	各75,400円



2. 障害厚生年金

障害厚生年金1級	報酬比例の年金額×1.25 +配偶者加給年金額
障害厚生年金2級	報酬比例の年金額 +配偶者加給年金額
障害厚生年金3級	報酬比例の年金額 (※最低保障額588,900円)
障害手当金	報酬比例の年金額×2 (※最低保障額1,150,200円)

※配偶者がいる場合は226,300円の加算



計算例

奥さんと子供2人いる方がうつ病で障害厚生年金2級の認定を受けた場合

受給額＝

障害厚生年金 60万円 + 226,300円
(報酬比例部分) (配偶者加算)

障害基礎年金 786,500円 + (226,300円×2)
(子供2人の加算)

合計206万5,400円
(この方が1年間でもらえる年金額)

5. 知っておきたい基本用語

● 初診日

初めて病院にかかった日のことを「初診日」といいます。

初診日とは、今回請求しようとする障害状態の蔽因となった傷病等のために初めて医療機関にかかった日のことで、その後転院をしても、また、治療の過程で病名が変わった(糖尿病から腎炎になった)としても、傷病・症状として因果関係が認められる場合は、最初の病院にかかった日が「初診日」になります。

● 障害認定日

初診日から1年6カ月経過した日もしくはそれまでの間に症状が固定した日のことを「障害認定日」といいます。

1年6カ月経過するより前に症状が固定していると認められる例としては、ペースメーカーを装着した日や、手足を切断・離団した日、人工透析を開始して3カ月経過した日などがあります。

6. 障害年金の受給事例

事例1 障害種別：人工透析、病名：慢性腎不全 認定結果：障害厚生2級

20年程前、のどの渇きと体重減少で、近くの病院を受診。
その後月日が経つごとに症状が悪化し、人工透析を受けることとなった。
まわりの友人から障害年金がもらえるという話を聞いたが、初診日からかなりの時間
が経っていることと、これまでに転院を繰り返していることもあり、どうしたらいい
のかわからないと、当事務所にご相談いただきました。

ご本人様との面談で経過を聞き、受給要件の確認、診断書等作成の案内をさせて
いただきました。

無事初診日の病院と、現在の病院との証明がとれたため、今回障害基礎年金2級
を受給することとなりました。

6. 障害年金の受給事例

事例2 障害種別：人工透析、病名：慢性腎不全 認定結果：障害厚生2級

20年程前、会社の健康診断で血糖値が高いと指摘を受けるも、通院しながら働いていた。投薬と定期受診で様子を見ていたが、5年が経過するころには、体の不調が激しくなり、入退院を繰り返すようになった。

その後、腎臓専門の病院にて「慢性腎不全」と診断され、腎機能低下のため、透析が始まったということでした。

主治医から障害年金の請求ができると聞き、はじめはご本人様で年金事務所へ行かれましたが、書類に不備があると何度も言われ、年金事務所へ行くのが面倒になり、請求することを断念されたそうです。

その後に縁あって、当事務所へご相談にいらっしゃいました。この方は会社の健康診断で異常が見つかったため、健康診断の書類を添付しなければなりませんでしたが、幸いにも、ご本人様が大切に保管されていたため、10年分の書類を添付することができました。

その結果、障害厚生年金2級を受給する事ができました。

6. 障害年金の受給事例

事例3 多摩市・31歳・男性(病名・統合失調症)

(1) 面談者 母親

(2) 経 過 大学院在学中の頃、頻繁に独り言を言ったり空笑を繰り返すようになったため精神科を受診し投薬治療開始。
独り言や空笑は治まったが、喜怒哀楽の表情がなくなり周囲の人にも無関心になった。気分の落ち込み、意欲低下の状態となり自室に引きこもり寝ている状態が続いた。大学院は教授の配慮により修了できたが、就職することはできず、コンビニのアルバイト等を始めても職場に適応できず1か月程度で解雇されてしまう。
病院を数回転院するなど症状は改善されず、現在は無職のまま再び部屋に引きこもった状態が続いている。

(3) 手続き 障害認定日からの請求

(4) 結 果 障害等級2級(基礎年金) 認定(年額79万円)
初回振込日に障害認定日からの遡りで5年分の約400万円が振り込まれた。

6. 障害年金の受給事例

事例4 多摩市・38歳・男性(病名・うつ病)

(1) 面談者 本人

(2) 経 過 都内のIT会社に勤務中の30歳頃から気分の落ち込みやパニック発作(閉所恐怖症)が発生し精神科受診。2年ほど通院したが改善せず、その間会社に出社できなくなり、退職して実家に戻った。

自宅療養しながら地元の精神科に通院するが、うつ状態、不安・不眠といった症状が継続している。

普段は自室に閉じこもり、食事も親が部屋まで運んだものをベッドの上で食べている。

気分の落ち込みや対人恐怖が強く、通院以外は外出できず1日中ベッドの中にいる。不規則な食生活や運動不足もあり糖尿病併発。

(3) 手続き 障害認定日からの請求

(4) 結 果 障害等級2級(厚生年金) 認定(年額130万円)

初回振込日に障害認定日からの遡りで5年分の約650万円が振り込まれた。

7. 受給のための3要件

障害年金支給対象者は？

障害年金はもらうためには、次の3つの要件を満たしている必要があります。

①初診日要件

その障害の原因となった病気やケガについての初診日（初めて医師の診察を受けた日）において、国民年金、厚生年金又は共済年金に加入していること。（20歳未満の場合を除く）

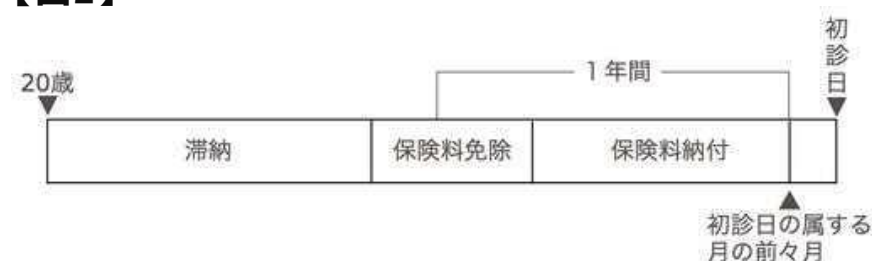
②保険料納付要件

自動車事故に遭った時、保険料を払っていないと保険給付を受けられないように、障害年金も一定以上保険料を納めていないと受け取れません。納付要件を満たしているかどうかは、次のいずれかに該当しているかどうかで判断されます。(1)「初診日の属する月の前々月迄の期間において、年金保険料の納付月数と免除月数の合算月数が2/3以上有ること【図1参照】(2)「初診日の前日において、初診日の属する月の前々月迄の過去1年間に年金保険料滞納月が無いこと」【図2参照】

【図1】



【図2】



7. 受給のための3要件

障害年金支給対象者は？

③障害認定日要件

初診日から起算して1年6ヶ月を経過した日が障害認定日として定められています。その日に一定の障害の状態であることが条件です。この障害認定を受けるまでは障害年金の請求手続きを行うことが出来ません。ただし、以下の場合に限り、特例として1年6ヶ月待つことなく請求手続きができます。

- ・人工透析をしている場合…透析開始から3ヶ月を経過した時が障害認定日となります。
- ・心臓ペースメーカーや人工弁を装着した場合…装着した日が障害認定日となります。
- ・手足の切断障害の場合…切断された日が障害認定日となります。
- ・人工肛門や人工膀胱の造設をした場合…造設した日が障害認定日となります。
- ・脳梗塞・脳出血などによる肢体の障害で、医師が症状固定と判断している場合…初診日から6ヶ月以上経過した後に、書かれた診断書に記載されている診察日が障害認定日となります。

また、障害認定日において傷病の状態が一定の障害の状態に該当しなかった場合であっても、65歳に達する日の前日までの間に該当する状態に至った場合は、事後重症という形で請求が可能となります。

病例一部) うつ病 統合失調症 双極性感情障害(躁うつ病) てんかん 心不全 心筋梗塞
人工関節 人工肛門 心臓機能障害完全房室ブロック(ペースメーカー) がん
右半身麻痺 脳出血 脳梗塞 糖尿病 パーキンソン病 などの心疾患、など

対象となる方は、重度な障害をお持ちの方、知的障害者だけでなく、病気により日常生活を送るのに何らかの支障をきたすほとんど全ての方になります。「障害」というと、重度の障害をお持ちの方のみが対象となると一般的に思われていますが、実際に対象となる方は多くいらっしゃいます。

8. 手続きの流れ

障害年金申請までの流れ 申請をする前に確認しましょう

一般的な障害年金の申請の流れは、初診日を確定して保険料の納付記録を確認し、診断書を取得
各種書類の整備をして年金事務所等に提出しますが、下記の図のような流れになります。

早めにご相談を頂くことで、一生涯でもらえる金額が増える可能性があります！



9. もらえるかどうかのポイント

障害年金の特徴

・遡ってもらうこともできる高額な年金制度

障害年金はさかのぼって請求することもできます。
例えば、障害基礎年金(国民年金)2級の5年遡及の場合、約78万円×5年＝約390万円
1級の5年遡及の場合は、約99万円×5年＝約495万円にまで上ります。
このように高額な保障を受けることの出来る制度なのです。

・もらうまでの申請が困難

高額保障を受けるのは簡単ではありません。書類に記載しなければならない内容が**煩雑**であったり、診断書を書いてもらうためのお医者様のやり取りが難しかったり(内容をきちんと書いてもらえない、お医者様によっては断られることも…)と、高額なお金をもらうにはそれ相応の対応が求められるのです。あまりの煩雑さに一人ではできず、**途中で申請を諦めてしまう人もたくさんいます**。また、書類の書き方の**ちょっとした不備でももらえない**といった人も多くいます。

・一発勝負

障害年金の申請は「**一発勝負**」です。正確に言えば、何度か再申請という形で申し込みができるのですが、可能性は非常に低いものです。野球でもそうですが、一度下された判定というのは**覆すのが難しい**のです。つまり、**最初の1回目でどれだけ最高の状態で提出できるかが肝心**なのです。これは**経験がない方には不可能に近い**ものです。一人でやろうものなら**膨大な時間**がかかります。また、それだけ時間をかけたからといってもらえるとは限りません。万が一もらえたとしても、**もらえるお金が少なくなったり**、申請作業に費やしてしまった時間分のお金を**もらい損ねて**しまったりします。

障害年金に本当に詳しい専門家の力をうまく借りることが重要！

9. もらえるかどうかのポイント

特に障害認定に大きく影響するのは診断書

→ 日常生活においていかに支障が出ているか、
家族の援助を必要としているか。

→ 就労がいかに困難か。

* 特に精神疾患の場合、「日常生活の状況」と「就労の可否」が審査に当たって重要視される。
(別紙・診断書見本参照)

代理人によるサポートが必要

10. どこに聞けばいいの？

障害年金サポート側の3つの問題

問題は以下の3点です。

①年金事務所の問題

年金事務所は人手不足ということもあり、障害年金に関して素人が入っていることも多いです。また、年金事務所は受給の可否に関しての責任を負うこともありません。

②社労士の問題

障害年金は社労士業務の一つではありますが、全ての社労士が障害年金のスペシャリストというわけではありません。社労士の間にも得意分野があります。色々と面倒なことが多いせいか、障害年金を専門にしている社労士は多くありません。障害年金の受給率・受給額を高めるには、障害年金に特化した社労士に依頼することが一番です。

③専門性の問題

障害年金を専門にしているも、経験値の低い(申請実績の少ない)社労士もいます。障害年金は受給するためにはしっかりとポイントをおさえる必要があります。それ次第でもらえる金額が減ったり、もらえなくなってしまったりするのです。申請実績が多く、障害年金受給のポイントを理解している社労士に依頼することをオススメします。

**先ほども伝えたように、障害年金の申請は一発勝負です。
少しでも障害年金が受給できるように、実績があり、信頼できる専門家の活用をおすすめします。**

11. 障害年金の疑問・相談はどこへ？

➤ 障害年金に関する疑問などの相談は？

当センターにご相談ください。無料相談を実施しております。
無料相談受付時間：9時30分～20時(土、日、祝日も対応可能)

【東京障害年金相談センター】

運 営 : 杉野経営労務事務所 杉野 賢一

住 所 : 〒123-0034東京都足立区千住1-4-1 東京芸術センター13階(1305)

T E L : 03-3888-6614

F A X : 03-3888-6615

E-mail : sug@sr-sugino.com

U R L : <http://www.nenkin-shogai.com/>

『東京 障害年金』で検索すれば
ご覧になれます

東京障害年金相談センター-障害年金の専門家が親身にサポート！
東京障害年金相談センター 東京で障害年金専門の相談センター
運営:杉野経営労務事務所 北千住駅西口 徒歩5分

無料相談のご予約はこちら
☎03-3888-6614
受付時間:9:30~20:00(土・日・祝日も対応可能)

TOP | 受付者事例 | 障害年金の基礎知識 | 障害年金を請求する | 年金事務所へ行った方へ | サービス料金 | シェアードワークの方へ | 相談の流れ
| 代表社員紹介 | スタッフの紹介 | 事務所紹介 | お客様の声 | 無料相談会 | お問い合わせ

着手金 **0円** **障害年金申請**
完全成功報酬キャンペーン実施中

事務所を選ぶ **3** つの理由

- 年間200万以上の相談実績
- 様々な障状に対応可能
- お客様の声の感謝の声

初回無料の安心サポート
無料相談会 実施中
☎03-3888-6614
受付時間:9:30~20:00
(土・日・祝日も対応可能)
運営:杉野経営労務事務所

障害年金をもらえる情報は、こちらをクリック

- 障害年金って何ですか? [詳しくはこちら](#)
- いったいいくら障害年金がもらえますか? [詳しくはこちら](#)
- 障害年金のもらい方は何ですか? [詳しくはこちら](#)